

令和8年7月

欧州連合加盟国及び英国向け盆栽輸出検査実施要領の制定について (お知らせ)

盆栽の輸出に当たっては、輸入国から要求される様々な検疫措置を講じ、検疫条件に適合した盆栽のみ輸出が認められます。皆様方におかれましては、これまで植物防疫所が開催する説明会等を通じ、輸入国の要求事項等への理解を深めていただくとともに、円滑な輸出検疫の実施に御協力いただけてきたところです。

しかしながら、特に近年、欧州連合加盟国及び英国（以下「EU等」といいます。）向けの盆栽について、栽培地検査中の盆栽を無断で園地から持ち出す行為や標識のすり替え等の不正行為が度々認められています。また、輸入国において検疫の対象となる病害虫が検出される事例も生じています。今後もこのような不正行為や病害虫の検出事例が続く場合、EU等による検疫措置の強化、輸入停止措置など、盆栽の輸出に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

このため、不正行為の発生を未然に防ぎ、より厳格な輸出検疫を実施する観点から、EU等向けに輸出される盆栽に係る要領として、新たに「欧州連合加盟国及び英国向け盆栽輸出検査実施要領」を制定しました。

つきましては、本要領に基づき、EU等の要求に適合した盆栽の輸出及び適正な輸出検疫の実施に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、本要領は、植物防疫所のHPに掲載しています（下記QRコード参照）。

また、本要領と従来の運用からの主な変更点については、別紙（チラシ）に要点を整理しておりますので、併せて御確認ください。

